

## 海外

### 米州諸国

#### ◆米国、「1987年競争力平衡銀行法」(包括的銀行法)を制定

レーガン大統領は8月10日、「1987年競争力平衡銀行法」(包括的銀行法、Competitive Equality Banking Act of 1987)に署名した。本法案は、ノンバンクバンク規制、銀行監督当局の銀行に対する新規業務認可の一時禁止(モラトリアイム条項)、連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)の資本充実等を内容とするものであり、米国金融機関に対する法規制としては、「1982年預金金融機関規制緩和法」(Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982)制定以来5年ぶりの措置である。本法律の主な内容は以下のとおり。

##### 1. ノンバンクバンク規制

###### (1) 銀行持株会社法上の「銀行」の再定義

同法上の従来の定義は「要求払預金を受入れ、かつ商業貸出を行う機関」(同法第2条)とされていたが、これを「預金保険機構(FDIC)に加盟している銀行若しくはFDIC非加盟であっても要求払預金を受入れ、かつ商業貸出を行っている機関」に改め、これによりノンバンクバンクの抜け穴をふさぐ<sup>(注)</sup>。

(注) 従来の定義では、金融機関であっても、要求払預金を受入れないか若しくは商業貸出を行わない機関は同法上の「銀行」とはならず(ノンバンクバンク)、ノンバンクバンクの親会社は同法の適用対象外となっていた。このため、今回の改正により「銀行」の定義拡大が行われ同法の適用範囲が広げられたもの。

###### (2) ノンバンクバンクの新設禁止

1987年3月6日にさかのぼってノンバンクバンクの新設を禁止する。また、同年3月5日以前に設立されたノンバンクバンクについては営業継続を認めるが、新規業務の禁止、「1987年競争力平衡銀行法」成立以降1年経過後の資産増加率制限(年平均7%)を課する。

###### (3) 銀行持株会社法の適用

ノンバンクバンクの親会社は、既得権として銀行持

株会社法の適用外とする(grandfather条項)。ただし、新たに①銀行・貯蓄金融機関(thrift institution)の買収、若しくは②銀行・貯蓄金融機関の株式の取得(5%以上)を行った場合は、同法の適用対象とする。

##### (4) 破綻貯蓄金融機関の救済に関する特例

(3)の規定にもかかわらず、ノンバンクバンクの親会社が破綻の危機に瀕している(in danger of closing)貯蓄金融機関(資産5億ドル以上)を買収する場合は銀行持株会社法の適用を受けないものとする。

#### 2. 銀行に対する新規業務認可の一時停止(モラトリアイム条項)

連邦銀行監督当局が、銀行に対し非銀行業務(証券、保険、不動産業)を新規に認可することを1987年3月6日から1988年3月1日まで禁止する。なお、議会はこの期間を延長せず、この期間内に銀行業務に対する包括的見直しを行うものとする。

#### 3. 連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)の基金増強

##### (1) 金融会社(financing corporation)の設立および新規借入権限の付与

FSLICの基金増強のため連邦住宅貸付銀行(FHLB)の共同出資によって新たに金融会社を設立する(代表者は、連邦住宅貸付銀行理事会<FHLBB>から1名、各地区FHLB総裁から2名の計3名によって構成)。同金融会社は債券発行によって資金調達を行い、FSLICは同社を通じて108.25億ドルを上限として新規借入れを行う(ただし、ネットの資金調達は年間37.5億ドルを上限とする)権限を有する。

##### (2) 賦課金(assessment)の徵収

金融会社は、利払費等に充てるためFSLIC加盟金融機関から各金融機関の総資産の1/12%を上限として賦課金(assessment)を徵収する権限を有する。また、追加的資金不足が生じた際にはFHLBBの同意および金融会社代表者3名の全会一致の下で、さらに1/8%を上限として賦課金を徵収しうるものとする(ただし、賦課金の合計額は利払費、資金調達にかかる諸経費および資産管理費の総計以下でなければならない)。

##### (3) FSLICからの脱退の一時的禁止

FSLICの預金保険料収入減少を防ぐため、「1987年競争力平衡銀行法」成立後1年間は貯蓄金融機関がFSLICから脱退することを原則として禁止する。

また、脱退する貯蓄金融機関に対しては金融会社がFHLBBの同意の下、脱退料(exit fee)を徵収するものとする。

#### 4. 破綻銀行の緊急合併

##### (1) FDIC の機能強化

「1982年預金金融機関法」では、1987年9月までの時限措置としてFDICに対し資産5億ドル以上の傘下金融機関の異州間救済合併を認可する権限を与えていた。これに対し今回の改正ではこの規定が恒久化されるとともに、救済対象が従来の「破綻銀行」のみならず破綻の危機に瀕した銀行にまで拡大された。

##### (2) ブリッジ・バンクの設立

FDICは、銀行破綻に際し適当な合併先銀行がない場合、“Bridge Bank”を設立し一時的<sup>(注)</sup>に破綻銀行の資産・負債を受継ができる。

(注) 通常最長2年間。ただしFDIC理事会が適当と認めた時はさらに1年間延長可。

“Bridge Bank”は連邦法に基づく国法銀行として設立され、FDIC理事会が任命する5人のdirectorsによって運営される。また、“Bridge Bank”的設立に関しては次の点を満たすことが必要である。

- ① “Bridge Bank”的設立・運営コストが預金保険の支払い等破綻銀行の清算コストを上回らないこと。
- ② 破綻銀行の経営継続が地域の銀行サービスを維持するうえで不可欠であること。  
あるいは、
- ③ 破綻銀行の経営継続が破綻銀行への預金者のみならず一般大衆にとっても最大の利益となること。

#### 5. その他の

##### (1) “農業銀行”的救済

農業向け不良貸出の急増に対処するため、“農業銀行”(agricultural banks、FDIC加盟の資産100万ドル以上の銀行のうち農業地区に所在し、かつ農業向け貸出が25%以上あるもの)に対して貸付損失を7年以上にわたって償却することを認め、負担軽減を図る。

##### (2) 小切手決済期間の短縮化

連邦準備制度の同一小切手決済地域内で決済されるlocal checkについては、資金決済期間を1988年9月1日までに3営業日以内、1990年9月1日までに2営業日以内に短縮する。また、決済地域をまたがるnonlocal checkについては、同様に1988年9月1日までに7営業日以内、1990年9月1日までに5営業日以内とする。

## 歐 莊 諸 國

### ◆ E C、E M S介入体制強化策について合意

1. E C中央銀行総裁会議は9月18日、バーゼルにおいてEMS介入体制強化策について9月8日合意した旨、発表した。今次介入体制強化策はすでに9月12日のE C蔵相会議(非公式)において承認されており、本年11月のE C中央銀行総裁会議において正式に改訂された後、12月1日から発効する予定。

2. 今回合意に達したEMS介入体制強化策の骨子は以下のとおり。

- (1) 介入資金供与のための超短期信用供与の対象を、これまで認められていなかった義務的介入到達点以前の介入(intramarginal interventions)にも拡大する。ただし同介入にかかる超短期信用供与は、義務的介入のように自動的な性格を有するものではなく、借入国からの要請に基づき、その介入目的に応じて融資国からのファイナンスを期待しうるものとするほか、信用供与額は現行の短期通貨支援枠(140億E C U)の2倍までとする。
- (2) 超短期信用の返済期限を1か月延長し、介入月の月末から75日以内とする(現行では介入月の月末から45日以内)。また、上記返済期日到来後も短期通貨支援枠を限度として、返済期日の自動延長(3か月)が認められていたが、延長対象限度額を2倍に増額する。
- (3) 超短期信用の返済については、債権国中央銀行は現在、債務金額の50%を超えるE C Uでの返済を拒否する権利を有するが、これを撤廃し100%E C Uでの返済を認める。

### ◆ 西ドイツ連立与党、利子源泉税の導入を決定

1. 西ドイツ連立与党(キリスト教民主・社会同盟<CDU/C S U>、自由民主党<F D P>)は10月8日、1990年税制改革(本年4月号「要録」参照)実施に必要な財源措置(要ファイナンス額190億マルク)の一環として新たに利子源泉税(eine Quellensteuer auf Zinseinkünfte)を導入する旨、決定した。

2. 現在までに明らかとなった利子源泉税の税率等は次のとおり。

- (1) 税率 10%
- (2) 課税対象

- イ、預金利息(法定告知期間付貯蓄預金を除く)  
 ロ、債券利息(マルク建てユーロ債については除かれ  
 　る見込み)  
 ハ、生命保険配当金等(現在総合課税の対象となつて  
 　ない満期12年以上の生命保険配当金も含む。ただし、税率は10%以下となる見込み)

(3) 発効 1989年

(4) 税徴収主体 金融機関

(5) 税収見込み額 年間43億マルク

#### ◆西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(DIW<ベルリン>、Ifo<ミュンヘン>、IfW<キール>、HWWA<ハンブルク>、RWI<エッセン>の各経済研究所)は11月2日、恒例(通常春、秋の2回)の共同経済見通しおよび政策提言を発表した。その要旨は以下のとおり。

#### 1. 経済見通し

##### (1) 景気

西ドイツ経済は、厳冬に伴う第1四半期の停滞の後、マルク相場の安定とそれに伴う企業マインドの回復を背景として第2四半期に成長軌道に復帰、その後も輸出の回復、個人消費の堅調から着実な拡大過程をたどっているため、87年平均では前年比+1.75%の成長を達成できる見込み。

また88年についても、輸出が概ね世界貿易成長率並みの増加(前年比+3.5%)を達成できることが見込まれるほか、個人消費も減税効果により引き続き堅調に推移する見通しにある(同+3.0%)ことなどから、建設投資の低迷(同+1.0%)、輸入の著増(同+5.0%)などのマイナス材料はあるものの、全体としては前年比+2.0%の成長が可能としている。

##### (2) 物価、失業者数、国際収支

消費者物価(個人消費デフレータ)は、昨年の原油安・マルク高の物価押下げ効果の持続から87年中緩やかな上昇にとどまった(前年比+0.5%)後、88年はこうした要因の剥落等に伴う輸入物価の上昇テンポ加速(87年前年比+1.0%→88年同+3.0%)から前年比+2.0%の上昇となる見通し。

失業者数は、景気拡大テンポが緩やかなものにとどまることから87年中前年比横ばい(223万人)となったあと、88年中は再びわずかながら増加に転じる(227万人)見通し。

経常収支をみると、87年中は実質収支の改善傾向持

続にもかかわらず交易条件の好転からわずかに黒字額が縮小したにとどまった(86年実績806億マルク→87年見込み750億マルク)が、88年は完成品を中心とする輸入数量の着実な増加、輸入物価の上昇に伴う交易条件の悪化から、調整がある程度進捗する公算(88年見通し650億マルク)。

#### 西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比・%)

	87年 (見込み)	88年 (見通し)
実質 G N P	1.75	2.0
個人消費	3.0	3.0
政府消費	2.0	1.5
固定資本形成	1.0	2.0
機械設備	4.0	3.5
建設	△ 1.0	1.0
輸出	0.0	3.5
輸入	4.0	5.0
個人消費デフレータ	0.5	2.0
失業者数(万人)	223	227
経常収支(億マルク)	750	650

#### 2. 政策提言

##### (1) 金融政策

ブンデス銀行は、これまで2年間にわたり為替相場安定重視の観点から、中央銀行通貨量の目標値を大幅に超える増加を容認してきた。しかしながら、かかる生産ボテンシャルを上回るマネーサプライの増加はいずれインフレにつながり、これが結局金融引締め政策への転換および景気の後退をもたらし、インフレなき安定成長の継続を困難にする可能性が少くない点が懸念される。

こうした問題を回避するため、マネーサプライ・コントロールは中期的な生産ボテンシャルの増加率に見合って行われるべきである。かかる観点から、ブンデス銀行はマルク相場の一段高をある程度容認しても、マネーサプライの大幅増加を抑制する政策を探るべきである。こうした基本的な考え方を踏まえると、88年の中央銀行通貨量増加率目標値は+5%程度(88年第4四半期の前年同期比)に設定することが望ましいと考える(87年+3%~+6%)。

・もっとも、現在の金融・資本市場の混乱が一般的な信用危機につながるような事態が生じた場合には、金融恐慌、一般経済恐慌を回避するため流動性供給に彈力的に応じるべきである。また、ブンデス銀行がそうした対応を行う用意があることを公表しておくことは、市場に安心感を与える意味から望ましい。

### (2) 財政政策

現在の財政政策の基本路線は、財政支出の大幅な増加を抑えつつ、減税の実施により税制構造の変革を図っていこうとしており適切。1990年税制改革の実施も現下のニーズにマッチした措置として評価。しかしながら、①大幅な対外不均衡の存在、②自国の景気拡大テンポに力強さがうかがわれないことを考慮すれば、90年に予定されている税制改革(減税)の89年への前倒し実施を行うことが望ましいと考える。

### (3) 労働市場政策

現在の高失業問題を解決するためには、硬直的な現在の賃金体系を改め、①労働の質、②業種、③地域にそれぞれ応じた賃金形成を認めていくことが必要。

#### ◆ ブンデス銀行、ロンパート・レートの引下げ等を決定

1. ブンデス銀行は、11月5日の定例中央銀行理事会において以下の措置を決定、発表した。

- (1) ロンパート・レートを0.5%引下げ(5.0%→4.5%)、翌6日から実施する(公定歩合は3.0%に据置き)。
- (2) 金融機関に対し売戻条件付債券買オペを3.5%の固定金利でオファーする(11/11日実施、前回<10/21日実施>は3.8%の固定金利)。
2. 本措置に関するブンデス銀行発表のプレス・コミュニケの内容は次のとおり。

「本措置は、ドルならびにEMS通貨に対するマルク相場の安定化を図るとともに、欧州金融市場にみられる緊張の緩和を狙ったものである。本日の決定は、フランス通貨当局と協議のうえで行われた。今回の措置(ECの一部諸国との協調行動)は、現行EMS為替相場体系を防衛するとともに、引き続きルーブル合意の精神に基づいて行動していくとする我々の意思を明確に示したものである。」

#### ◆ フランス銀行、市場介入金利を0.75%引上げ

フランス銀行は、11月5日市場介入金利および7日物現先オペ金利を0.75%引上げ、各々8.25%、8.75%とする旨発表した。

フランス銀行では、今回の措置に際し、「EMS内通貨およびその他の通貨の安定を図るために、フランス、西ドイツ両通貨当局は共同行動に踏切ることに合意し、ブンデス銀行が市場金利等の引下げを行う一方、フランス銀行では市場介入金利等の利上げ措置を実施することにした」とのコミュニケを発表した。

また、バラデュール、シュトルテンベルク両国蔵相は、本件に關し共同声明を公表し、「今回の措置はEMS内通貨の安定のみならず、世界の為替市場、金融資本市場の安定にも大きく貢献するものであり、両国はルーブル合意の精神に則り、今後とも協調体制を強化していく決意である」旨表明した。

#### ◆ 英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートを0.5%引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays、Nat West、Midland、Lloyds)は10月23日、英蘭銀行が市場介入金利を0.5%引下げた(9.875→9.375%)ことに追随し、26日以降ベースレートを0.5%引下げ9.5%とする旨発表した。

今回の措置につき、英蘭銀行は次のようにコメント。「今回の市場介入金利引下げについては、10月19日の株式相場の急落による金融諸情勢およびその景気面へのマイナス効果に早めに対処するのが実践的な措置であると判断して実施した。すなわち、市場金利は20日以降低傾向にあったが、22日から23日にかけてさらに新しい事実が生じた。第1は株価が再び急落し、こうしたナーバスな状態が続ければ、先行き消費、企業投資の抑制等を通じて景気に悪影響を与える懸念があること。第2は23日に発表された9月の貿易収支がとくに輸入の減少(前月比△5.4%)から前月よりかなり改善(8月△15.3億ポンド→9月△6.6億ポンド)したが、これで景気加熱の恐れが一応解消されたとみられること。もとより銀行貸出が拡大傾向にあることから、将来のインフレに対するリスクが払しょくされたわけではないが、現時点ではポンド相場も堅調に推移しており、金利引下げを図ることが最も適当と考えた次第である。」

これに対し市場では、前回8月6日の市場介入金利1%引上げから極めて短期間のうちに政策変更が行われたため、意外感を持つ向きが一部にみられるものの、「株価暴落以降の市場の混乱をみると、金利の引下げは当然予想されたことであり、極めて好ましい措置」(F.T.紙)と概ね好意的に評価。

#### ◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートをさらに0.5%引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行は、10月26日の利下げから約1週間後の11月4日、英蘭銀行が金利引下げを誘導する目的で割引商社(discount house)に対する貸出金利を0.5%引下げ9.0%とする旨発表したことに対応し、11月5日以降ベースレートを0.5%引下げ9.0%とすることを決定した(なお、市場介入金利も11月4日9.375%から8.875%に引下げられた)。

今回の措置につき、英蘭銀行は次のようにコメント。「今回の利下げは、前回と同様、株式相場の急落に伴う景気面でのマイナス効果に対処するために実施した措置である。株価下落は先行き消費、企業投資の抑制を通じて景気に悪影響を及ぼすおそれがあるが、金利引下げによってこれを若干相殺することができると考えられる。また、利下げは株式市場に対して直接心理的なプラス効果を与えることも期待できる。今回の措置により、為替相場についても、このところ堅調な推移を続けている英ポンドの上昇を抑制する効果も期待できるが、これはあくまでも副次的なものに過ぎない。」

#### ◆イタリア政府、1988年度予算案を閣議決定

1. イタリア政府は9月24日、88年度(1~12月)予算案<sup>(注1)</sup>を閣議決定した。本予算案は、歳入・歳出両面での財政赤字削減策によって利払費を除く財政赤字額の2割カット(87年度目標40兆リラ→88年度同32兆リラ)を中心、全体の財政赤字額も87年度目標(109兆リラ)<sup>(注2)</sup>並みの109.5兆リラにとどめることを基本目標とするなど、引き続き緊縮スタンスを維持していることが特徴。この結果、財政赤字の対GDP比率は小幅ながら縮小する見通し(87年度目標11.2%→88年度同10.5%)。

(注1) 本予算案の前提となる88年経済見通しは次のとおり。  
実質GDP成長率+2.8%(87年度政府見通し+3.0%)  
消費者物価年平均上昇率+4.5%(同+4.6%)。

(注2) 8月27日の財政赤字削減策および公定歩合引上げ発表(本年9月号「要録」参照)後、本年度財政赤字の当初目標100兆リラを事実上放棄し、109兆リラに上方修正。また今回の経済見通しにおいて本年度実質GDP成長率を当初政府見通しの+3.5%から+3.0%に下方修正。

2. 本予算案に盛込まれている主な赤字削減措置は以下のとおり。

(1) 歳入面……6.6兆リラ程度のネット増税  
○増税措置……10.98兆リラ  
イ、付加価値税の中心税率(9%, 18%)<sup>(注)</sup>を各々1%

#### 引上げ

本年末までの経過的な財政赤字削減策(本年9月号「要録」参照)として導入された耐久消費財に対する付加価値税の4%の引上げ(18%→22%)は本措置の実施に伴い廃止。

(注)  $\left\{ \begin{array}{l} 9 \% \cdots \text{農産物および食料品、医薬品、織物等に適用。} \\ 18 \% \cdots \text{標準税率(通常の耐久消費財等に適用)} \end{array} \right.$

#### ロ、自転車税額(毎年支払い)を25%引上げ

ハ、銀行預金利子にかかる源泉徴収税率を25%から30%に引上げ

#### ニ、印紙税の引上げ(税率未定)

ホ、企業資産の再評価を実施

#### 〇減税措置……4.37兆リラ

個人所得税を平均1~2%減税

#### (2) 歳出面……5兆リラ程度の歳出削減

イ、医療給付の削減、公立病院のベッド数削減

ロ、再建企業への補助金支出の厳格化、使途をあらかじめ特定していないファンドの削減

ハ、身障者年金の適用厳格化

#### ◆イタリア、新為替管理法を制定

1. イタリア政府は9月25日、為替管理の原則自由化をうたった新為替管理法(政令32条)を最終的に決定した(大統領署名の後、11月5日付で正式に公布)。

本政令は、1992年末までに域内の資本移動規制を全廃することを目標としているECC委員会の決議を受けて、国会の議決(86/9月)により本年9月末までに制定することを義務付けられていたもの。

2. 新政令の主要規定は以下のとおり。

(第1章) 定義…第1~4条

(第2章) 外国との経済・金融取引…第5~16条

#### 第5条 外国との取引における自由

一居住者と非居住者間の財貨・サービスおよび証券、不動産等取引の原則自由化。

#### 第6条 為替独占

一為替独占に伴い居住者は、(イ)外為取引に関しては外為公認銀行を経由しなくてはならず、(ロ)外貨保有の期限を定めた省令に従う必要があり、(ハ)外貨証券を取得した際にはこれを外為公認銀行に預託する、等の義務を負う。

一外為公認銀行は、外貨ポジションを原則スクエアとする義務を負う。

## 第7条 外貨、外為取引の仲介主体

一為替局は、外為公認銀行と常時連絡を取り、外為取引を統制する。

## 第8、9条 居住者保有外貨の支払、譲渡

一居住者取得外貨は外為公認銀行の口座において管理される。

一かかる外貨は非居住者への支払手段として利用されるとともに省令の範囲内で居住者へ譲渡、あるいはリラへ転換可能。

一また、省令の範囲でかかる外貨の利用、転換期間を定めることが可能。

## 第10条 外貨有価証券の外為公認銀行への預託義務

## 第11条 居住者によるリラの持出し、送金等は省令の範囲内で可能

## 第12条 特別の管理のもとでの外貨取引

### 第13条 有事における一時的介入手段

一外為市場でのリラの安定を保証するため、次の介入手段を取ることが可能。

(イ) 外為公認銀行に対し、売買取引、ポジション、外貨貸付、リラ建て対外貸付につき制限可能

(ロ) 一般居住者に対しては、期限前弁済の禁止、商慣習のない取引にかかる支払期限の決定、延滞輸出等輸出入関係信用の事前許可の導入が可能

一外為市場での緊張が高まった場合にはさらに次のことが可能。

(イ) 非居住者発行有価証券の取得制限

(ロ) 債券の非居住者への譲渡制限

(ハ) 国外の不動産取得の制限

一さらに非常に資本流出が大きくなった場合には次のことが可能。

(イ) 居住者発行の有価証券の非居住者への売却に関する例外措置

(ロ) 居住者の対外債務発生(財貨・サービス取引以外によって発生するもの)に対する例外措置

(ハ) 国内不動産の非居住者への譲渡に関する例外措置

(ニ) 非居住者に対する債務利子の支払いについての規制

一以上の有事規制は、貿易相が蔵相と協調し、イタリア銀行の意見を聞いて発動される。

## 第14条 E C監視条項との関係

## 第15条 金取引は為替局によって独占的になされる。

## 第16条 商品の輸出入

### (第3章) 外貨に関する検査、罰則等…第17~24条

## 第18条 経済政策遂行のため蔵相はリラ相場の値付け停止が可能

## 第21条 為替局、イタリア銀行は外為公認銀行に必要な場合、情報呈示を求めることが可能

### (第4章) 罰則手続規定…第25~31条

### (第5章) 効力発効規定…第32条

3. なお、本政令は以下のようない段階を経て88年10月1日から発効される予定。

(1) 本政令の官報掲載日後30日後に、本政令第4章(罰則手続規定)が発効

(2) 今年中に施行令を決定

(3) 88年3月までに、従来の外為関係政省令を一本化

(4) 88年5月までに、外為公認銀行およびその取引に関する細目規定を決定

(5) 88年10月1日以降全面発効

## ◇スイス銀行協会、注意義務協定を更新

1. スイス銀行協会は10月2日、「銀行の預金等受入義務、守秘管理にかかる注意義務協定<sup>(注)</sup>」を一部改訂のうえ更新した(向こう5年間有効)。

なお、本協定発足以来のメンバーであるスイス中央銀行は今回から協定に参加することを取りやめた。

(注) 本協定(77年7月1日より実施、82年10月1日更新)は、犯罪、脱税絡みの資金が海外よりスイス国内に逃避してくることを阻止する趣旨から、預金等口座保有者の素性確認等について銀行の注意義務を定めたもの。

2. 今次改訂の主要点は以下のとおり。

(1) 機密保持義務者(弁護人、公証人または信託受託者等)開設の預金について、最終顧客の確認を徹底する<sup>(注)</sup>。

(注) 具体的には、これまで最終顧客の確認が不十分であった機密保持義務者開設の預金について、銀行が次の内容の文書を口座開設人(機密保持義務者)から徴求することを義務付けたもの(スイス弁護人・公証人協会、信託受託者協会は了解済み)。

イ、最終顧客を周知していること。

ロ、銀行秘密をダーティマネー隠匿等のために悪用する意図がないこと。

ハ、職業上の秘密保持義務を盾に銀行に対し最終顧客名を隠す意図がないこと。

(2) 窓口に現金で預金を挿込む顧客の素性確認義務を強化する狙いから、要確認最低金額を引下げる(50万スイスフラン→10万スイスフラン)。

#### ◆スイス中央銀行、公定歩合等を引下げ

スイス中央銀行理事会は11月5日、銀行委員会と協議のうえ、公定歩合を0.5%引下げる(3.5%→3.0%)とともに、ロンパート・レートを同幅引下げる(5.0%→4.5%)、翌6日から実施する旨決定、発表した。同行の公定歩合等の変更は、本年1月23日(公定歩合4.0%→3.5%、ロンパート・レート5.5%→5.0%、本年2月号「要録」参照)以来約10か月ぶりの措置。

なお、今次措置につき同行では「他の中央銀行の政策措置と協調して行われたもの」とコメント。

### アジア諸国

#### ◆香港、預貸本金利を相次いで引下げ

香港銀行協会は10月24日および27日に相次いで銀行預貸本金利の引下げ(0.75%~1.0%<24日>および1.0%<27日>)を決定、各々10月26日、28日から実施した。英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)では上記決定に基づいて預貸本金利を引下げるとともに、これに併せてプライム・レートを2回にわたり合計2%引下げた(10月26日と28日に各1.0%)。10月26日

の措置は、世界的な株価暴落を受けて10月20日~23日の間閉鎖された香港株式市場が10月26日に再開されるのに合わせて、金利を引下げ、株価の下支えを狙ったものである。しかし、それにもかかわらず株価が史上最大の下げを記録したため、28日にも再度金利引下げが実施された。

#### 香港の預貸本金利の推移

(年利・%)

		10月12日	10月26日	10月28日
普 通 預 金		3.5	2.75	1.75
定期預金	3 か 月	5.25	4.25	3.25
	6 か 月	5.25	4.25	3.25
	1 年	6.0	5.0	4.0
プライム・レート		8.5	7.5	6.5

#### ◆インド、支払準備率を引上げ

インド準備銀行は10月19日、支払準備率を10月24日以降0.5%引上げ10.0%とする旨発表した。これは、本年入り後2回目の引上げであり(87/2月9.0%→9.5%、10月9.5%→10.0%)、マネーサプライの伸びが引き続き高い(87/4月末前年比14.9%)ことに加え、北西部地域での干ばつによる農業生産の不振から農産物価格が急騰しているため、今後の物価上昇懸念に対処してとられたものとみられている。